

●規程改正の概要

要 旨	会計年度任用職員制度創設に伴う非常勤職員関係規程の廃止及び全部改正、一部改正を行う。
内 容	<p>1 廃止及び全部改正</p> <p>(廃止) 臨時職員等就業規則 会計年度任用職員制度への移行に伴い、臨時職員等就業規則を廃止する。 なお、地方公務員法第22条の3第1項に規定される臨時的任用は、正規職員の規程を適用する。</p> <p>(全部改正) 非常勤嘱託等就業規則 非常勤嘱託等を特別職非常勤職員に改めるため、現行の非常勤嘱託等就業規則の全部改正を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">新 特別職非常勤職員規程 旧 非常勤嘱託等就業規則</p> <p>2 その他規程の整備 臨時職員等就業規則の廃止及び非常勤嘱託等就業規則の全部改正に伴い、諸規程の規則名等を改正する。</p> <p>(1) 内容 臨時職員等就業規則を会計年度任用職員就業規則に、非常勤嘱託等就業規則を特別職非常勤職員規程に改正する。</p> <p>(2) 改正する規程 ・職員給与規程 ・職員退職手当規程 ・勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 ・役員報酬規程 ・職員任用規程 ・職員安全衛生管理規程 ・職員表彰規程 ・職員研修規程 ・旅費規程 </p>
施行期日	令和2年4月1日から施行する。

制定 平成22年 4月 1日規程第10号
改正 平成22年11月26日規程第47号
改正 平成23年 6月28日規程第 5号
改正 平成24年 3月21日規程第 2号
改正 平成25年 3月21日規程第 4号
改正 平成26年 3月20日規程第 4号
改正 平成28年 3月17日規程第 3号
改正 平成28年 9月27日規程第19号
改正 平成29年 3月16日規程第 5号
改正 平成30年 3月12日規程第 3号
改正 平成30年 3月12日規程第 6号
改正 平成31年 3月19日規程第13号
改正 令和 2年 3月 日規程第 号

地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第3条第3項第3号に基づき任用する者について必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 特別職非常勤職員の任期は、1会計年度内で定める。

(勤務日数)

第3条 特別職非常勤職員の勤務日数は、その業務内容を考慮して個別に定める。

(報酬)

第4条 特別職非常勤職員の報酬は、その者の業務内容及び勤務態様を考慮して具体的実情に応じて理事長が個別に決定する。

2 報酬の支給日は、会計年度任用職員就業規則を準用する。

(旅費)

第5条 特別職非常勤職員の旅費の額は、地方独立行政法人山梨県立病院機構旅費規程の例による。

(任用の手続き)

第6条 病院長及び法人本部事務局長は、特別職非常勤職員を採用しようとするときは、

第1号様式に次の書類を添えて理事長あてに内申するものとする。

一 履歴書

二 その他、法人が必要と認める書類

- 2 理事長は、前項の内申があったときは、内容を審査のうえ、その任用を決定し、第2号様式により病院長及び法人本部事務局長に通知するものとする。
- 3 特別職非常勤職員の任用の発令は、発令通知書（第3号様式）を被任用者に交付して発令することにより行うものとする。

（退職の手続き）

第7条 特別職非常勤職員は、任期の満了によるほか、退職の申し出により退職することができる。

- 2 病院長及び法人本部事務局長は、特別職非常勤職員から退職の申し出がなされたときは、第4号様式によりすみやかに理事長へ承認申請しなければならない。
- 3 前項の申請があったときは、理事長は申請の内容を審査のうえ承認し、第5号様式により病院長及び法人本部事務局長に通知する。
- 4 特別職非常勤職員の退職の交付は、第6号様式による退職通知書を病院長が交付して行うものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、特別職非常勤職員に関する取扱いについて必要な事項は、その都度、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

理 事 長 殿

病院長・法人本部事務局長 印

特別職非常勤職員の任用内申について

特別職非常勤職員規程第6条の規定に基づき、次のとおり特別職非常勤職員を任用したいので内申します。

記

従事させようとする事業又は事務の内容	業務区分	任期	勤務態様	氏名	性別	年齢	備考

※業務区分は、助言・調査・診断を記入

第2号様式（第6条関係）

第年月号日

病院長 殿

理 事 長 印

特別職非常勤職員任用承認決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で内申のあったことについては、次のとおり任用を決定した。

記

第3号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

発令通知書

氏 名

地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程に基づき、下記条件で任用します。

記

1 勤務場所

2 業務内容

3 勤務態様

4 報酬額

5 任期 年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

年 月 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構

理事長 小俣政男 印

第4号様式（第7条関係）

第
年
月
号
日

理 事 長 殿

病院長・法人本部事務局長 印

退職の承認について（申請）

このことについて、下記のとおり承認してください。

記

退職しようとする者	発令年月日	退職しようとする理由
職名		
氏名		

第5号様式（第7条関係）

第
年
月
号
日

法人本部事務局長・病院長 殿

理 事 長 印

退職の承認について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、下記のとおり承認します。

記

職名	氏名	発令年月日	備考

第6号様式（第7条関係）

退職通知書

身分 特別職非常勤職員

氏名

勤務場所

願いにより退職させる

年月日

理事長名

印

職員退職手当規程 新旧対照表

新規 第1条	「日」
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則（以下「会計年度任用職員就業規則」という。）第1条に定める職員等、地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程（以下「特別職非常勤職員規程」という。）第1条に定める職員等、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「地公法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号、以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定に基づき採用された者を除く。）の退職手当に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則（以下「臨時職員等就業規則」という。）第1条に定める臨時職員等、地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則（以下「非常勤嘱託等就業規則」という。）第1条に定める非常勤嘱託等、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「地公法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号、以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定に基づき採用された者を除く。）の退職手当に関する必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(退職手当の支給)</p>	<p>(退職手当の支給)</p>
<p>第2条 様</p> <p>2 職員以外の者の中、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則、会計年度任用職員就業規則、若しくは特別職非常勤職員規程により、勤務を要しないことにより、勤務を要しないこと</p>	<p>第2条 様</p> <p>2 職員以外の者の中、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則、臨時職員就業規則、若しくは非常勤嘱託等就業規則により、勤務を要しないこと</p>

とされ、又は休暇を与えた日を含む。) が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

3～5 略

とされ、又は休暇を与えた日を含む。) が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

3～5 略

役員報酬規程 新旧対照表

新	旧
(役員の報酬) 第2条 略	(役員の報酬) 第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則及び地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤職員規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、役員の報酬については支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則及び地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるとときは、役員の報酬については支給しない。

職員任用規程 新旧対照表

新行	旧行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）職員就業規則第4条に基づき、法令に特別の定めがある場合を除くほか、職員（<u>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則</u>第1条に定める職員及び<u>地方独立行政法人特別職非常勤職員規程</u>第1条に定める職員 _____ を除く。）の任用に関する必要な事項を定めることとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）職員就業規則第4条に基づき、法令に特別の定めがある場合を除くほか、職員（<u>地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則</u>第1条に定める臨時職員等及び<u>地方独立行政法人非常勤嘱託等就業規則</u>第1条に定める非常勤嘱託等を除く。）の任用に関する必要な事項を定めることとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>一 採用 現に職員 _____ _____ でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命することをいう</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>一 採用 現に職員（<u>地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則</u>第3条第1項及び第2項の規定による臨時に任用された職員を除く。以下同じ。）でない者を職員の職（以下「職」という。）に任命することをいう</p>

職員安全衛生管理制度 新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義) 第2条 この規程において、「職員」とは、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則第2条第1項に規定する職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に規定する会計年度任用職員及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程第1条に規定する特別職非常勤職員を除く。）をいう。
(事故の届出)	(事故の届出) 第29条 略
(会計年度任用職員又は特別職非常勤職員の措置)	(会計年度任用職員又は特別職非常勤職員の措置) 第20条 第2条の規定にかかわらず、6カ月以上引き続き雇用されている地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に規定する会計年度任用職員及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程第1条に規定する特別職非常勤職員の安全管理については、職員に準じて措置するものとする。

(衛生管理の受託) <u>第21条</u> 略 (準用) <u>第22条</u> 略	(衛生管理の受託) <u>第22条</u> 略 (準用) <u>第23条</u> 略
---	---

職員表彰規程 新旧対照表

新	旧
(適用範囲) 第2条 この規程において「職員」とは、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則第2条第1項に規定する職員、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に規定する会計年度任用職員及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程第1条に規定する特別職非常勤職員をいう。	(適用範囲) 第2条 この規程において「職員」とは、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則第2条第1項に規定する職員、地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則第1条に規定する臨時職員等及び地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則第1条に規定する非常勤嘱託等をいう。

職員研修規程 新旧対照表

新行	旧行
(定義) 第 2 条 この規程において、「職員」とは、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第 1 条に規定する会計年度任用職員及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程第 1 条に規定する特別職非常勤職員をいう。	(定義) 第 2 条 この規程において、「職員」とは、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員、 <u>地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則第 1 条に規定する臨時職員等及び地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則第 1 条に規定する非常勤嘱託等</u> をいう。

旅費規程 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 職員等 法人に勤務する役員（地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程第3条1項に規定する役員）及び職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則第2条第1項に規定する職員、<u>地方独立行政法人山梨県病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に規定する職員、地方独立行政法人山梨県病院機構特別職非常勤職員規程第1条に規定する職員</u>）をいう（以下「職員等」という。） <p>二～六 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 職員等 法人に勤務する役員（地方独立行政法人山梨県立病院機構役員規程第3条1項に規定する役員）及び職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則第2条第1項に規定する職員、<u>地方独立行政法人山梨県病院機構非常勤嘱託等就業規則第1条に規定する非常勤嘱託等</u>）をいう（以下「職員等」という。） <p>二～六 略</p>